



島根県報

令和4年6月24日（金）

号外第68号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告

示

島根県告示第477号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	草野横田線	安来市広瀬町東比田468番2地先から同地先まで	前	メートル 10.25～ 14.52	メートル 60.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 仮設道撤去
			後	8.27～ 14.52	60.00		
"	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字2815番地先から同地先まで	前	4.80～ 11.11	8.80	出雲県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.80～ 27.08	8.80		
"	"	出雲市小境町字後谷2211番11地先から同地先まで	前	19.28～ 21.38	8.40		災害復旧工事 拡幅
			後	19.73～ 22.26	8.40		

島根県告示第478号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町森山766番3地先から同1534番2地先まで	メートル 44.00	令和4年 6月24日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市美保関町森山1534番2地先から同772番2地先まで	22.60	令和4年 6月24日		
〃	485号	松江市美保関町森山1475番4地先から同1477番3地先まで	81.00	令和4年 6月24日		
県道	安来木次線	安来市広瀬町下山佐2831番9地先から同417番2地先まで	731.48	令和4年 6月24日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	

島根県告示第479号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町北浦491番2地先から同623番1地先まで	メートル 108.11	令和4年6月24日	松江県土整備事務所	
〃	〃		81.23	令和4年6月24日		
〃	草野横田線	安来市広瀬町東比田475番4地先から同468番3地先まで	105.00	令和4年6月24日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字長谷2815番地先から同地先まで	8.80	令和4年6月24日	出雲県土整備事務所	
〃	〃	出雲市小境町字後谷2211番11地先から同地先まで	8.40	令和4年6月24日		